

**産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会
電気保安制度 WG（第 12 回）－議事要旨**

日時：令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金） 1 7：0 0～1 9：0 0

場所：Teams 開催

出席者

＜委員＞

若尾座長、飯岡委員、大関委員、小野委員、柿本委員、坂本委員、曾我委員、東嶋委員
亜、西川委員、橋本委員、前田委員、安田委員、渡邊委員

＜経済産業省＞

前田電力安全課長、沼田電気保安室長 他

議事概要：

○認定高度保安実施設置者制度の検討の具体的方向性

＜委員・オブザーバー（以下、「委員等」）からの主な御意見＞

- ・認定事業者へのインセンティブとして、例えば検査結果をデジタル提出することを可能とすれば良いのではないか。また、今回提案されているインセンティブの中身がテクノロジーに結びついていないように思う。
- ・認定事業者のサイバーセキュリティ対策はどのように進めていくのか。企業の自律的振る舞いには期待したいが、行政の働きについても期待したい。
- ・事業者にはテクノロジー活用に関し、PDCA サイクルを回してもらうということと思うが、その評価方法自体も確認するのか。
- ・テクノロジーの活用について、その審査体制と NITE に関連性はあるのか。
- ・審査期間としてはどの程度を想定しているか。
- ・認定制度は当面は火力等の設備が対象と認識。追って他種の設備にも展開していくと思うが、その際にも認定要件は同様とするのか。
- ・「適切なテクノロジー」とは、何をもって適切と判断するのか。
- ・「他法令を含め社会的影響の大きいコンプライアンス違反があった場合」については、法律の条文で他法令の遵守まで求めていることとどのように整合しているのか。
- ・「認定取消後 2 年」とは、いつからカウントするのか。
- ・認定期間中の立入検査については、7 年の中間ということで 4 年と設定されているが、事業者が新たなテクノロジーを導入した場合不具合をはじめ改善を要するところが出てくる可能性があるため、4 年より早く 3 年を目処に立入検査に入ってはどうか。従来の検査周期上限である 6 年とも整合が取れるのではないか。
- ・例えば死者でなく意識障害の発生したような場合は「重大な事故」にあたるのか。また、「該当するおそれがあった事故」は、どのように発覚するのか。
- ・今後発電事業者を中心としてプレーヤーの増加は避けられないと考えられる中で、限りある行政のリソースを確保していくのは重要。認定に伴う立入検査による監督官庁の業務量増加は避けられないため、効率的な検査手法を検討すべきではないか。
- ・認定取消の要件について、「多大な物的被害」とは、具体的にどういったものがあるか。

<事務局からの主な回答>

- ・デジタル提出も確かに重要であるが、自主保安の趣旨を踏まえて、事業者には記録保存として頂き、有事に国が確認することのできる体制を整えておくことが重要と認識している。また、今回の認定制度の対象となる、高度な保安力を持った事業者は、テクノロジーを導入のうえ常時監視等を駆使して保安を確保していくこととなる。
- ・サイバーセキュリティについては、テクノロジーに応じてどのような対策を行ったかを確認する。行政としては、それに併せてサイバーセキュリティのガイドライン自体のアップデートも検討する。
- ・テクノロジーの評価方法については、最初から揃っていればベストではあるが、新制度でもあるので、事業者とはよく相談しながら評価方法を構成し、効率よく認定の仕組みが回るように努めてまいりたい。
- ・NITE は電気関係の事故に知見があるため、審査会に入って頂くという体制も一案。リスクアセス等の審査ノウハウを一定の機関に蓄積することにもなるため、審査の効率化にもつながる。
- ・認定にあたっての審査期間は、行政及び事業者のリソースの問題もあるため一概には言えないが、例えば現地に1日行って1日審査会を実施し、後は必要な場合に書類のやりとりをすれば十分と認識している。
- ・設備の種類にかかわらず、認定の考え方としては変わらない。従って、火力以外についても要件が揃っていれば認定対象となる。
- ・まずは事業者の説明して頂き、国として確認する論点を整理したい。その際にはPDCAサイクルをしっかりと回せているか注視していく。
- ・認定取消要件の「コンプライアンス違反」の法的な位置づけについては、改正電気事業法第55条の4の認定要件として、経営トップのコミットメントを要件とするが、資料1 P 5に記載の通り、その中で「法令遵守を現場を含めて認定対象部門の全従業員に浸透させること」等を求める。
- ・例えば事故の結果として認定取消となった場合、事故の発生から起算して2年間は認定を受けることができないということになる。
- ・認定事業者への立入検査については、限られたリソースの中で優先順位をつけて、早めに立入検査を行うべきところは早めに実行するものと考えている。
- ・意識障害の発生したような事故について、資料1 P 16の「重大な事故」に準じるものに当たると考えている。同ページの「おそれがあった事故」はその意味である。また、今の時代では例えばSNS等によりそのような事故はすぐに発覚するものと考えている。加えて、認定・更新時、立入検査時の記録をしっかりと確認したい。
- ・行政コストが増加すると制度として回らなくなるというのはご指摘の通り。立入検査の回数を増やすのではなく、課題のある事業者には早めに立入検査を行うなど、一律ではなくケースバイケースで行いたい。
- ・取消要件の詳細についてはこれから検討していく。例えば高圧ガス保安法における認定制度では具体的な金額等の基準もあるので、そこも参考にしながら、電力業界の事情を踏まえて検討したい。

○電気保安行政におけるデジタル化の取組

<委員等からの主な御意見>

- ・技術の進歩や社会情勢の変化を踏まえて、新たな調査方法により、一般用電気工作物の定期調査をより効率的・効果的なものとする事務局の方針には賛同。ただし、調査に伴う需要家の負担や事業者のコストに見合う効果を確保できるかの観点も重要。
- ・一般用電気工作物として当初想定していなかったものが増えてきている。今後の調査手法の見直し等の議論においては留意すべき。
- ・監視の結果として安全に懸念のある需要家がいる場合の保安確保の手段として屋内調査を残すのか、あるいは屋内調査を完全に撤廃する場合はそれで本当に安全性に問題が無いか、よく検討すべき。
- ・第一種電気工事士講習の修了証のデジタル化についてはスマートフォン、一般用定期調査についてはスマートメーターなど活用できるか検討しながら進めていくべき。
- ・例えば需要家に写真を撮って送付してもらい、チェックを受けるといった方法や、**HEMS** と監視装置とスマートメーターを連携させるといった方法も考慮するとよいのではないかと。
- ・電気工作物の保守点検のスマート化・デジタル化については、制度面のインセンティブがあれば普及がよく進むのではないかと。
- ・制度をデジタル化に対応させる際は、一つ一つ議論を経て個別の制度を変えるのではなく、元から拡張性を持った制度とすることで、技術の進展に取り残されないようにすることが望ましいのではないかと。
- ・一般用電気工作物の常時遠隔監視と聞くと、どうしても常に覗かれているような感覚を持ってしまう需要家もいる可能性があるため、具体的な監視方法の検討にあたっては、プライバシーにもよく配慮して進めるべき。
- ・デジタル化ありきではなく、あくまで公衆安全・公共の安全を確保することを大前提として、現場の声も踏まえながら丁寧に検討すべき。
- ・一般用電気工作物の定期調査については、昨今の共働き世帯の増加等により、調査員が訪問しても需要家が不在というケースが多い。調査員の訪問回数要件についても、実情にあったものへ見直しを検討すべきではないかと。
- ・CBT 試験については、試験員の省人化や自由度の高さなどのメリットがあり、よい試み。筆記試験については現行の年 2 回から年 3 回へと開催回数を増やすことも可能なのではないかと。

＜事務局からの主な回答＞

- ・需要家の負担や事業者のコストに見合う効果を考慮する必要があることは全くご指摘の通り。技術のあり方も含めて、現場からの具体的な提案をよく考慮し、連携しながら進めていきたい。
- ・小規模事業用電気工作物については様々な種類のものがある中で、どのように点検を進めていくか実態をよく研究しながら、一般用定期調査についても検討の進め方を検討してまいりたい。
- ・屋外調査と屋内調査の関係については、実態をよく踏まえて、本当に屋外調査のみでよいかよく検討していく。
- ・講習修了証のデジタル化及び一般用定期調査のスマートメーターの活用は非常に重要な論点。修了証については時間がかかるかもしれないが、特にスマートメーターは関東エリアで普及が進んでいるところでもあり、どのように活用できるかはしっかりと検討してまいりたい。
- ・需要家から写真を送付してもらうことや、HEMS の活用については、重要なアイデア。活用方法については検討してまいりたい。
- ・スマート化の制度面のインセンティブについては、どのようなことが効果的か、関係者の知見を借りながら進めたい。
- ・日進月歩で進展する技術に対して制度が取り残されないよう、技術の進展を前提とした制度作りを考えたい。
- ・（プライバシーの観点も踏まえ、）機械的に一律な制度にならないように、制度を検討していきたい。
- ・デジタル化を進める上でも安全の確保が重要なのはご指摘の通り。様々な需要家について、全体の安全を確保することを目的として、現場の声を踏まえながら進めてまいりたい。
- ・調査員の訪問回数については、技術及び安全性をよく踏まえて、どのような見直しが可能か検討したい。
- ・CBT 試験は、ひとまず第一種・第二種電気工事士、第三種電気主任技術者というニーズの多いところから始めたところ。皆様の意見・感想をよく踏まえながら今後どのような措置ができるのか検討していきたい。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課
電話：03-3501-1742